

1 日時

令和元年 11 月 7 日（木） 10:30～11:30

2 場所

総務省 共用 1001 会議室

3 議題

- (1) 放送設備安全信頼性検討作業班 1 及び 2 報告について
- (2) 放送システム委員会報告（案）について
- (3) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊丹主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、村山委員（津田塾大学）、丹専門委員（北陸先端科学技術大学院大学）、大矢専門委員（一般社団法人日本CATV 技術協会）、上園専門委員（日本ケーブルラボ）、甲藤専門委員（早稲田大学）、後藤専門委員（NICT）、関根専門委員（明治大学）

【事務局】情報流通行政局 放送技術課、地域放送推進室

5 配付資料

資料 70-1 放送設備安全信頼性検討作業班 1 及び 2 報告 概要

資料 70-2 放送設備安全信頼性検討作業班 1 及び 2 報告

資料 70-3 放送システム委員会報告（案）（地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件）

参考資料 70-1 今後の検討スケジュール

6 議事概要

議事次第に沿って検討が行われた。議事概要は以下のとおり。

- (1) 放送設備安全信頼性検討作業班 1 及び 2 報告について
放送設備安全信頼性検討作業班 1 の主任である甲藤専門委員より資料 70-1 に基づき説明があり、主に以下のとおりの質疑が行われた。

○情報セキュリティの3つの構成要件である、機密性、完全性、可用性のうち、放送に

- においては可用性が特に重要。放送分野において最も防止すべき事態は何か。(村山委員)
- 放送停止や別の番組が流れるような事態は最優先で防止する必要がある。(甲藤専門委員)
 - 放送設備のソフトウェアのアップデートはどのように行っているのか。(村山委員)
 - ソフトウェアの更新については、インターネット経由による更新ができないため、作業員がUSBメモリ等を用いてソフトウェアの更新を行う場合がある。(甲藤専門委員)
 - 放送設備に対するセキュリティ要件の設定など、放送設備の脆弱性への対応も必要。(丹専門委員)
 - 運用者の不注意によるものや、悪意に基づく設備の操作等、人が原因となる場合への対策として、運用者が適切にアクセス権を設定すること等の対策が必要と思われる。(村山委員)
 - 人的な問題については、セキュリティ対策を含めた業務を確実に実行するための組織体制と日常的な業務を確実に遂行するための規程やマニュアルの作成により管理されていることを確認している。(事務局)

(2) 放送システム委員会報告(案)について

事務局より資料70-3に基づき説明があり、主に以下のとおりの質疑が行われた。

- 今回は対象としてIPマルチキャストでケーブルテレビのような事業を行うものは含まれるのか。(丹専門委員)
- 有線放送である以上は、対象として含まれていると考えている。IPマルチキャスト方式自体は通信ネットワーク上で映像データが流通するという理解であり、その中に含まれているという認識である。(甲藤専門委員)
- ケーブルテレビのIP方式は有線放送設備と電気通信設備で構成されており、そのうち有線放送設備については、地上デジタルテレビ放送等の放送設備とほぼ同じ構成であることから、地上デジタル放送と同様の措置が必要であると考えられる。また、IPマルチキャストは通信ネットワークの機能として提供されるため、通信ネットワークの措置が適用されると考えている。(事務局)
- 本日の議論について、伊丹主査、甲藤専門委員、放送設備安全信頼性検討作業班2の主任である上園専門委員と相談し、報告(案)に反映させるようにしたい。(事務局)なお、修正については伊丹主査に一任することとされた。

(3) その他について

事務局より次回の委員会の開催について、パブリックコメント終了後に開催する予定であり、具体的な日程については、別途、調整を行う旨の周知があった。

(以上)